

三重県教育改革推進会議審議資料

第 1 分科会

「学力の向上」 にかかると具体的方策について

平成 23 (2 0 1 1) 年
三重県教育委員会

【資料について】

- 1 三重県教育ビジョンの実現に向け、ビジョンの計画期間（平成23年度～平成27年度）に、特に注力したい具体的方策を「総括表」と「個表」にまとめました。
- 2 最初の「総括表」は、本分科会に関連する具体的方策の「現在の取組状況」の一覧表です。
- 3 「総括表」では、具体的方策の「現在の取組状況」の「概要」（太枠内）と、ビジョンの「基本施策」「施策」及び「主な取組内容」との関連を示しています。
- 4 「総括表」の太枠内の詳細については、別添「個表」をご覧ください。「総括表」の左端の「番号」と「個表」の右肩の丸囲みの「番号」が対応しています。
- 5 「総括表」の課題欄については、「個表」の課題欄の主なものを記載してあります。
なお、審議の際、ご検討頂きやすいよう、「個表」の課題の順番を一部入れ替えてあります。

第1分科会「学力の向上」総括表

《基本施策》学力と社会への参画力の育成
 《施策》学力の育成

番号	三重県教育ビジョン 「主な取組内容」	現在の取組状況				
		目標	期間	対象	内容・プロセス等	
①	○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進	子どもたちに自ら課題を解決する力、他者とともに学び高めあう力を育む。	平成23年度～平成27年度	・幼稚園・保育所の子ども ・小中学校児童生徒 ・高等学校生徒 ・特別支援学校児童生徒	(ア)幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが目標を明確にするとともに、学校種を越えて子どもたち一人ひとりの育ちを引き継いでいくことを大切にす一貫した「三重の学び」を推進します。	(a)幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が互いに連携しながら子どもたちの学びを引き継ぐ具体的な仕組みの検討と研究が不十分である。
②-1	○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着 ○思考力・判断力・表現力等の育成 ○主体的に学習に取り組む態度の育成 ○指導と評価の一体化の推進	すべての学校において、学力の定着・向上に向けた主体的かつ継続的な検証改善サイクル（PDCAサイクル）の確立を図る。	平成23年度～平成27年度	・小中学校児童生徒 ・管理職 ・教員 ・市町等教育委員会担当者	(ア)全国学力・学習状況調査等の活用。 子どもたちの状況や課題を的確に把握し、指導方法や指導体制の工夫・改善を推進。 (イ)学力向上アドバイザーによる学校訪問。 授業参観等を通して、学校へのアドバイス等を行う。 (ウ)学力向上推進会議の開催。 児童生徒の学力の定着・向上に向けた協議を行う。 (エ)授業力向上セミナーの開催。 教員の授業力の向上及び学校全体の組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図る。 (オ)管理職セミナーの開催。 今日的な課題に対応する資質の向上とリーダーシップの強化により、円滑な学校運営の推進を図る。 (カ)教務担当者会議の開催。 教育課程の適正な編成・実施について情報交換を行うとともに、学力を育むための方策などについて協議する。 (キ)研究指定校等合同発表会の開催。 研究の内容、方法、成果等を示すとともに、情報交換を行い、各学校における教育実践の活性化を図る。	(a)家庭・地域と連携・協力した学力の定着・向上に向けた取組が十分でない。 (b)子どもたちの学習習慣・生活習慣の確立や、学習に対する意欲に問題がある。 (c)児童生徒の学力の実態を的確に把握して指導したり、授業のプロセスにおいて実施する評価を指導の改善や個に応じた指導に結びつけるなどの、目標に準拠した評価を指導に活かす取組が十分でない。 (d)社会的弱者（教育的に不利な環境のもとにある子ども）をはじめとする、すべての子どもの学力保障を学校、家庭、地域が連携してすすめる体系的な取組が十分でない。 (e)学力の定着・向上に向けた各学校のPDCAサイクルの確立が十分でない。
②-2			平成23年度～平成27年度	・高等学校生徒	(ア)教育課程の工夫・改善 必修教科科目の単位を増加する。（指導時間の確保） 義務教育段階の学習内容の定着をはかる学校設定科目を設置する。 (イ)指導方法や指導体制の工夫・改善を図る。 個別指導、グループ別指導等の実施をはかる。 習熟の程度等に応じた弾力的な学級編成等の取組を行う。 (ウ)基礎学力の定着・向上に向けた授業方法や教材開発等の研究を行う。 (エ)他府県の先進事例を研究し、本県の取組に生かす。	(a)家庭・地域と連携・協力した学力の定着・向上に向けた取組が十分でない。 (b)高等学校において、教員が教育課程編成を広い視野から工夫・改善する必要があるが、異なる教科間での連携協力が不十分である。 (c)生徒の学力の実態を的確に把握して指導したり、授業のプロセスにおいて実施する評価を指導の改善や個に応じた指導に結びつけるなどの、目標に準拠した評価を指導に活かす取組が十分でない。 (d)社会的弱者（教育的に不利な環境のもとにある子ども）をはじめとする、すべての子どもの学力保障を学校、家庭、地域が連携してすすめる体系的な取組が十分でない。 (e)学力の定着・向上に向けた各学校のPDCAサイクルの確立が十分でない。
③	○少人数教育の推進	基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上をはかるため、きめ細かく行き届いた少人数教育の充実に取り組む。	平成23年度～平成27年度	・小中学校児童生徒	(ア)少人数教育（小学校1・2年生の30人学級（下限25人）や中学校1年生の35人学級（下限25人））の維持・拡充。 (イ)国に対する要望の実施。学級編製の標準の引き下げについて、小学校2年生以降への拡大を国へ要望する。	(a)少人数教育の維持・拡充については、県の財政状況はもとより、国の学級編製の標準の見直しや文部科学省による教職員定数改善計画の動向に、大きく左右される。 (b)指導方法の工夫改善が十分でない。
④	○教員の指導力の向上 【関連する基本施策・施策】 基本施策：信頼される学校づくり 施策：教員の資質向上 内容：多様な研修講座の実施と研修機会の確保	個々の教員の確かな力量を育成するための研修を充実させるとともに、各学校における授業改善を中心とした校内研修の充実を図る。	平成23年度～平成27年度	・小中県立学校教員	(ア)授業研究担当者育成研修の実施。 重点推進校（県内22校）の授業研究担当者を育成する研修を実施する。 (イ)悉皆研修を活用した授業実践研修の実施。 初任者・5年・10年経験者による年間を通じた授業研究を実施する。 (ウ)喫緊の教育課題に対応した授業力向上に向けた研修の実施。	(a)OJTによる人材育成が課題であるが、学校の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れてきている。 (b)教員が学校の課題を共有し、さまざまな方法によって解決を図る機会が十分でない。

※は「地域と共に創る学校づくり」のテーマに係る取組内容です。

≪基本施策≫学力と社会への参画力の育成

≪施策≫学力の育成

番号	三重県教育ビジョン 「主な取組内容」	現在の取組状況				
		目標	期間	対象	内容・プロセス等	
⑤	○教員の指導力の向上 ○学校経営品質向上活動の推進	《学校経営品質向上活動の推進》 三重県型「学校経営品質」に関する研修への参加や教職員育成支援システムを活用するなど、人材育成を目的とした取組の活用を促し、教職員一人ひとりの資質の向上を図る。	平成23年度 ～平成27年度	・小中学校 教職員 ・県立学校 教職員	(ア)三重県型「学校経営品質」研修の実施。 (イ)学校経営品質向上活動を推進する中核人材の養成と人材育成支援システムの活用と定着。 (ウ)県立学校に対する出前研修などの直接的支援の実施。 公立小中学校に対する市町等教育委員会と連携した支援の実施。	(a)小中学校教員に対する研修については、市町等教育委員会と十分に連携を図りながら実施しているが、十分には効果的・機動的に進められていない。 (b)学校経営品質向上活動をすすめる上で、人材育成システムが有効に活用されていない状況が見られる。
⑥	○家庭・地域等との連携の強化 ※ 【関連する基本施策・施策】 基本施策：信頼される学校づくり 施策：開かれた学校づくり 内容：・コミュニティ・スクール等の活用 ・学校評価システムの充実と浸透	県内において、コミュニティ・スクールや学校評価等の取組が普及・拡大し、保護者や地域住民等多様な主体が学校運営に参画することにより、「学校」が抱える多様な課題を地域と共に共有・解決するなどして、望ましい学習環境を創造し、開かれた学校づくりを進める。	平成23年度 ～平成27年度	・小学校 ・中学校 ・県立学校	(ア)三重県コミュニティ・スクール推進会議の開催。 コミュニティ・スクールの研究・推進を行っている市町や学校等の関係者が情報共有し、取組の質的充実を図ることにより、三重県内の学校に当該仕組みが普及・定着するようにする。 (イ)コミュニティ・スクール導入研究校に対する、制度の円滑な導入や制度導入後の効果的な運営につながるような情報提供や助言の実施。 (ウ)学校関係者評価の全県立学校での実施。 (エ)学校関係者評価の現状について、市町等教育委員会との情報交換および取組推進の支援。 (オ)教員を対象とした学校評価に関する研修会の実施。 「学校評価ガイドライン」を作成して効果的な推進を図る。	(a)一定の権限と責任を持って学校運営に参画する委員の確保が難しい。 (b)新たにコミュニティ・スクールを導入するメリットが伝わりにくいことから、導入する市町が限られている。 (c)学校関係者評価を有効な評価とするための、評価の本来の目的を踏まえた評価活動が不十分である。

≪基本施策≫学力と社会への参画力の育成

≪施策≫特別支援教育の推進

番号	三重県教育ビジョン 「主な取組内容」	現在の取組状況				
		目標	期間	対象	内容・プロセス等	
⑦	○就学相談・就学支援体制の充実 ○早期から卒業までの一貫した支援体制の構築 ○高等学校における支援の充実 ○教員の専門性の向上	・県障害児就学指導委員会の機能を充実させ、円滑な就学支援を推進する。 ・特別支援学校はセンター的機能を発揮し、早期からの一貫した支援の構築、教育の充実を図る。 ・外国人幼児児童生徒が在籍するすべての学校に外国人支援員を派遣する。	平成23年度 ～平成27年度	・幼児 ・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の児童生徒、教員	(ア)幼児の発達にかかる就学相談等の支援体制の整備。 市町を就学相談・教育支援体制推進指定地域に指定し、研究協議会や研修会等の開催など (イ)特別支援学校のセンター的機能の発揮。 特別支援学校地域コーディネーターや教育相談担当者等を中心とした、就学相談や教育支援体制の推進など (ウ)高等学校における支援の充実と指導・支援体制の整備。 専門性の高い発達障がい支援員による巡回相談など (エ)外国人幼児児童生徒への支援体制の整備。 外国人幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に支援員を派遣など	(a)早期から一貫した支援を行うため、就学前での体制整備が十分ではない。 (b)通常の学級における支援を必要とする児童生徒への多様な支援を行うための、通級指導教室における支援が不十分である。 (c)高等学校での二次障がいを抱えた生徒に対する支援の推進が十分ではない。 (d)特別支援学校地域コーディネーター等が要請派遣に対応するための体制整備が不十分である。 (e)特別支援学校に在籍する外国人児童生徒への母語による支援に必要な人材確保が困難である。 (f)特別支援教育に学校全体で取り組むために、すべての教員の特別支援教育の専門性の向上が十分に図られていない。

≪基本施策≫信頼される学校づくり

≪施策≫特色ある学校づくり

番号	三重県教育ビジョン 「主な取組内容」	現在の取組状況				
		目標	期間	対象	内容・プロセス等	
⑧	○高等学校教育の特色化・魅力化の推進 ○新しいニーズや状況への対応	高等学校において、基礎基本の学力を保障した上で、多様化が進む学習ニーズに応えることができる効果的な教育を実践し、教育環境を整備する。	平成23年度 ～平成27年度	・高等学校生徒	(ア)生徒の進路実現に必要な、より発展的・専門的な学習ニーズに応える教育の推進。 (イ)国際理解教育や情報教育、外国人生徒に対する日本語指導など、社会や地域の実情に応じた学習の推進。 (ウ)プロセスとしては、教育委員会と各学校が連携して、生徒・保護者・地域の教育的ニーズを的確に把握した上で、対応する教育を研究実践するとともに、県内の高等学校との共有を図る。	(a)学力のベースとしての基礎的基本的な知識・技能の確実な定着が不十分である。 (b)社会状況の動きが速くなるのに伴い、求められる教育的ニーズも急激に変化するため、注力の選択が難しい。 (c)技術の進展や社会のニーズの変化等に対応した教育の提供に向けた大学や産業界との連携等の取組が不十分である。 (d)コミュニケーション力のさらなる育成が課題である。

※は「地域と共に創る学校づくり」のテーマに係る取組内容です。

第1分科会（テーマ：学力の向上）①

【主な取組内容】

○小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における就学前からの一貫した「三重の学び」の推進

（担当室：小中学校教育室・高校教育室・特別支援教育室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
子どもたちに自ら課題を解決する力、他者とともに学び高めあう力を育む。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園・保育所の子ども・ 小中学校児童生徒・ 高等学校生徒・ 特別支援学校児童生徒
4 内容・プロセス等
<p>○幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校のそれぞれが目標を明確にするとともに、学校種を越えて子どもたち一人ひとりの育ちを引き継いでいくことを大切にする一貫した「三重の学び」を推進する。</p> <p>○幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が互いに連携しながら子どもたちの学びを引き継ぐ取組を進める。</p>
5 上記方策の実施上の課題
<ul style="list-style-type: none">・ 幼稚園、保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が互いに連携しながら子どもたちの学びを引き継ぐ具体的な仕組みの検討と研究が不十分である。

【主な取組内容】

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着
- 思考力・判断力・表現力等の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の育成
- 指導と評価の一体化の推進

（担当室：小中学校教育室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
すべての学校において、学力の定着・向上に向けた主体的かつ継続的な検証改善サイクル（PDCA サイクル）の確立を図る。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校の児童・生徒 ・小中学校管理職、教員 ・市町等教育委員会担当者 ・小中学校教務担当者
4 内容・プロセス等
<p>○基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るため、子どもたちの状況や課題を的確に把握し、指導方法や指導体制の工夫・改善を推進するため、全国学力・学習状況調査の活用促進を図る。</p> <p>○学力向上アドバイザーが学校や市町等教育委員会を訪問し、授業参観、模範授業、指導助言など、学校全体へのアドバイス等を行う。</p> <p>○学力向上推進会議を開催し、児童生徒の学力の定着・向上に向けた取組の成果や方策等の協議を実施する。</p> <p>○授業力向上セミナーを開催し、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体としての組織的、継続的な授業改善の取組の充実を図る。</p> <p>○今日的な課題に対応する管理職の資質向上を図り、リーダーシップを強化することにより、円滑な学校運営の推進を図るため、管理職セミナーを開催する。</p> <p>○教務担当者会議を開催し、教育課程の適正な編成・実施について、情報の共有・交換を行うとともに確かな学力を育むための方策などについて協議する。</p> <p>○研究指定校等合同発表会を開催し、研究の内容、方法、成果等を示すとともに、相互に情報交換を行い、各学校における教育実践の活性化を図る。</p>

5 上記方策の実施上の課題

- 子どもたちの学習習慣・生活習慣の確立や、学習に対する意欲に問題がある。
- 公立小中学校は、市町等教育委員会の所管であるため、県教育委員会は市町等教育委員会と共通認識を図ったうえで連携し、支援を進めていく必要がある。
- 家庭・地域と連携・協力した学力の定着・向上に向けた取組が十分でない。
- 児童生徒の学力の実態を的確に把握して指導したり、授業のプロセスにおいて実施する評価を指導の改善や個に応じた指導に結びつけるなど、目標に準拠した評価を指導に活かす取組が十分でない。
- 社会的弱者（教育的に不利な環境のもとにある子ども）をはじめとする、すべての子どもの学力保障を学校、家庭、地域が連携してすすめる体系的な取組が十分でない。
- 学力の定着・向上に向けた各学校のPDCAサイクルの確立が十分でない。

【ビジョンの「主な取組内容」】

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着
- 思考力・判断力・表現力等の育成
- 主体的に学習に取り組む態度の育成
- 指導と評価の一体化の推進

（担当室：高校教育室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
すべての学校において、学力の定着・向上に向けた主体的かつ継続的な検証改善サイクル（PDCA サイクル）の確立を図る。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
県立高等学校の生徒
4 内容・プロセス等
<p>○各高等学校において、必履修教科・科目について単位を増加させることで十分な指導時間を確保したり、必履修教科・科目を履修させる前に、義務教育段階の学習内容の定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させるなど、教育課程の工夫・改善を図る。</p> <p>○各高等学校において、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、教師間の協力的な指導、生徒の学習内容の習熟の程度等に応じた弾力的な学級の編成など、指導方法や指導体制の工夫・改善を図る。</p> <p>○目標に準拠した評価の研修を実施し、指導と評価の一体化を推進する。</p> <p>○授業研究・公開授業・研究協議を推進するとともに、基礎学力の定着・向上に向けた授業方法や教材開発などの研究成果を共有する。</p> <p>○他府県の先進事例を研究し、本県の取組に生かす。</p> <p>○基礎学力の定着・向上に取り組む高等学校を対象に、教務・進路指導・学年担当者等による検討会を実施する。</p>
5 上記方策の実施上の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・家庭・地域と連携・協力した学力の定着・向上に向けた取組が十分でない。 ・高等学校において、教員が教育課程編成を広い視野から工夫・改善する必要があるが、異なる教科間で連携協力が不十分である。 ・生徒の学力の実態を的確に把握して指導し、授業のプロセスにおいて実施する評価を指導の改善や個に応じた指導に結びつけるなど、目標に準拠した評価を指導に活かす取組が十分でない。 ・社会的弱者（教育的に不利な環境のもとにある子ども）をはじめとする、すべての子どもの学力保障を学校、家庭、地域が連携してすすめる体系的な取組が十分でない。 ・学力の定着・向上に向けた各学校のPDCAサイクルの確立が十分でない。

第1分科会（テーマ：学力の向上）③

【主な取組内容】

○少人数教育の推進

（担当室：人材政策室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
基本的な生活習慣や学力のより確かな定着・向上をはかるため、きめ細かく行き届いた少人数教育の充実に取り組む。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
小学校、中学校の児童生徒
4 内容・プロセス等
○これまで取り組んできた小学校1・2年生の30人学級（下限25人）や中学校1年生の35人学級（下限25人）をはじめとする少人数教育の維持・拡充をめざす。 ○平成23年度、国において小学校1年生の学級編制の標準が40人から35人へ引き下げられた。今後、小学校2年生以降への拡大を国へ要望するとともに、より効果的な少人数教育のあり方について各学校からの実践報告等をもとに成果や課題を検証し、検討を進める。
5 上記方策の実施上の課題
・少人数教育の維持、拡充については、県の財政状況はもとより、国の学級編制の標準の見直しや文部科学省による教職員定数改善計画の動向に、大きく左右される。 ・指導方法の工夫改善が十分でない。

第1分科会（テーマ：学力の向上）④

【主な取組内容】

○教員の指導力の向上

（担当室：研修・企画支援室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
学力の定着・向上に向けて、個々の教員の確かな力量を育成するための研修を充実させるとともに、各学校における授業改善を中心とした校内研修の充実を図る。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
県内公立小中県立学校の教職員
4 内容・プロセス等
○授業研究担当者育成研修 重点推進校（県内22校）を募集し、該当校の授業研究担当者を育成する研修を実施する。 （主な内容） 総合教育センターでの一日研修（3回）、研究協力校で先進的な授業研究の実践事例から学ぶ研修（1回）、所属校での実践研修、PDCA型の授業研究会の企画・運営、授業実践研修の成果を校内で活かす研修を構築、授業研究担当者育成研修の成果の各学校への還元のための実践交流会を開催
○授業実践研修 悉皆研修を活用して、初任者・5年・10年経験者による年間を通した授業研究を実施する。 （主な内容） 校種別・教科別の研修班による授業研究、異校種合同の研修班での授業研究、授業の達人による模擬授業等の研修教材の作成
○教育課題に対応した授業力の向上 喫緊の教育課題に対応するための研修講座を実施する。 （主な内容） 特別支援教育や外国人児童生徒教育等を推進するための研修講座、コーチング・スキルの習得やコミュニケーションスキルの向上を目指した研修講座
5 上記方策の実施上の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ OJTによる人材育成が課題であるが、学校の中で互いの力を磨こうとする「育てる文化」が薄れてきている。 ・ 教員が学校の課題を共有し、さまざまな方法によって解決を図る機会が十分でない。

第1分科会（テーマ：学力の向上）⑤

【主な取組内容】

- 教員の指導力の向上
- 学校経営品質向上活動の推進

（担当室：教育改革室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
学校経営品質向上活動の推進を通して、三重県型「学校経営品質」に関する研修への参加や教職員育成支援システムを活用するなど、人材育成を目的とした取組の活用を促し、教職員一人ひとりの資質の向上を図る。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
県内公立小中学校、県立学校の教職員
4 内容・プロセス等
○研修指導室と連携し、三重県型「学校経営品質」研修を実施する。 ○人材政策室と連携し、学校経営品質向上活動を推進する中核人材の養成、人材育成支援システムの活用と定着をはかる。 ○出前研修などの直接的支援を県立学校に対しては双方向でやりとりし、公立小中学校に対しては、市町等教育委員会と連携しながら行う。 ○校長及び教頭のリーダーシップの質を向上させる研修の実施。
5 上記方策の実施上の課題
・公立小中学校の教員に対する研修については、市町等教育委員会との連携をはかりながら実施しているが、十分には効果的・機動的に進められていない。 ・学校経営品質向上活動をすすめる上で、人材育成システムが有効に活用されていない状況が見られる。

第1分科会（テーマ：学力の向上）⑥

【主な取組内容】

○家庭・地域等との連携の強化

（担当室：教育改革室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
県内において、コミュニティ・スクールや学校評価等の取組が普及・拡大し、保護者や地域住民等多様な主体が学校運営に参画することにより、「学校」が抱える多様な課題を地域と共に共有・解決するなどして、望ましい学習環境を創造し、開かれた学校づくりを進める。
2 期間
平成 23 年度～平成 27 年度
3 対象
小学校、中学校、県立学校の児童・生徒
4 内容・プロセス等
<p>① 三重県コミュニティ・スクール推進会議を開催し、コミュニティ・スクールの研究・推進を行っている市町や学校等の関係者が情報共有し、取組の質的充実を図ることにより、三重県内の学校に当該仕組みが普及・定着するようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会議：2回／年 ・推進会議の概要：情報交換会、研修会、講演会の実施 <p>② コミュニティ・スクールの導入に向けた研究に取り組んでいる学校の会議や研修会に参加して、当該教育委員会と連携を図りながら、制度の円滑な導入や制度導入後の効果的な運営につながるよう情報提供や助言を行う。</p> <p>※平成 23 年度 6 月 1 日現在の県内のコミュニティ・スクールの指定状況：50 校 ※平成 23 年度 6 月 1 日現在の県内のコミュニティ・スクールの研究状況：7 校</p> <p>③ 県立学校においては、学校関係者評価を学校経営品質向上活動のなかに位置づけ、すべての学校で実施する。</p> <p>④ 学校関係者評価の現状について、市町等教育委員会と情報交換するとともに取組の推進を支援する。</p> <p>⑤ 教職員を対象とした研修会を実施するとともに、「学校評価ガイドライン」を作成して効果的な推進を図る。</p>
5 上記方策の実施上の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・一定の権限と責任を持って学校運営に参画する委員の確保が難しい。 ・地域社会全体を巻き込む気運の醸成が必要である。 ・新たにコミュニティ・スクールを導入するメリットが伝わりにくいことから、導入する市町が限られている。 ・学校関係者評価を有効な評価とするための、評価の本来の目的を踏まえた評価活動が不十分である。

【主な取組内容】

- 就学相談・就学支援体制の充実
- 早期から卒業までの一貫した支援体制の構築
- 高等学校における支援の充実
- 教員の専門性の向上

（担当室：特別支援教育室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害児就学指導委員会の機能を充実させ、円滑な就学指導を推進する。 ・ 特別支援学校はセンター的機能を発揮し、就学前から高等学校までの幼児児童生徒への早期からの一貫した支援の構築、教育支援の充実を図る。 ・ 外国人幼児児童生徒が在籍するすべての学校に外国人支援員を派遣する。
2 期間
平成23年度 ～ 平成27年度
3 対象
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児 ・ 小学校、中学校、県立高等学校、県立特別支援学校の幼児児童生徒、教職員
4 内容・プロセス等
<p>○幼児の発達にかかる就学相談等の支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町を就学相談・教育支援体制推進指定地域に指定し、研究協議会や研修会等の開催 ・ 支援を必要とする幼児、児童への教育支援体制の整備 <p>○特別支援学校のセンター的機能の発揮</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校地域コーディネーターや教育相談担当者等を中心とした、就学相談や教育支援体制の推進 ・ 特別支援学校地域コーディネーター等を市町等教育委員会や小・中学校等の要請に応じ派遣、助言・指導の実施 ・ 県下一校である盲学校・聾学校に対して、障がいの特性にそった教材・教具の開発や専門性向上に係る研修等を支援 <p>○高等学校における支援の充実と指導・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い発達障がい支援員による巡回相談 ・ 医師、言語聴覚士、学校心理士等からなる専門家チームによる支援体制の充実 ・ 校内特別支援教育コーディネーターと発達障がい支援員による、巡回相談や具体的な指導・支援についての情報交換のための連絡協議会の開催 ・ 発達障がい支援モデル地域(3地域)を指定。小・中学校から高等学校への移行支援方法や通級指導教室における指導・支援に関する研究 <p>○外国人幼児児童生徒への支援体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人幼児児童生徒が在籍する特別支援学校に支援員を派遣 ・ 幼児児童生徒の「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」等の作成の支援 ・ 幼児児童生徒への学習支援及び保護者への支援

5 上記方策の実施上の課題

- ・ 早期から一貫した支援を行うため、就学前での体制整備が十分ではない。
- ・ 通常の学級における支援を必要とする児童への多様な支援を行うための、通級指導教室における支援が不十分である。
- ・ 高等学校での二次障がい（※）を抱えた生徒に対する支援の推進が十分ではない。
- ・ 特別支援学校地域コーディネーター等が要請派遣に対応するための体制整備が不十分である。
- ・ 特別支援学校に在籍する外国人児童生徒数が増加しているが、母語による教育・相談支援に必要な人材の確保が困難である。
- ・ 特別支援教育に学校全体で取り組むために、すべての教員の特別支援教育の専門性の向上が十分にはかかれていない。

※ 「二次障がい」：障がいに由来する本来の症状が原因で環境との不適應を起こしたために生じた様々な症状のこと。主な症状に、夜尿やチックなどの神経症的症状、不安やうつなどの情緒的症狀、反抗や非行などの問題行動、不登校などがある。

【主な取組内容】

- 高等学校教育の特色化・魅力化の推進
- 新しいニーズや状況への対応

（担当室：高校教育室）

【ビジョンの実現に向けて特に注力したい具体的方策】

1 目標
高等学校に入学する生徒それぞれの環境や学力、希望する進路が多様化する中、学習に係るニーズも一層多様化が進んでいる。基礎基本の学力を保障した上で、これらの学習ニーズに応える効果的な教育を実践するとともに、その教育環境を整備する。
2 期間
平成23年度～平成27年度
3 対象
県立高等学校
4 内容・プロセス等
<p>（内容）</p> <p>○各高等学校において、生徒の進路実現に必要な、より発展的・専門的な学習ニーズに応える教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高度な学習を効果的に進める授業や、課外学習の研究実践 ・専門的な知識技能の習得をめざした職業教育の充実と施設設備の整備 ・あらゆる分野において、社会をリードする人材を育成するための高度な教育の研究 <p>○各高等学校において、社会や地域の実情に応じた学習を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際理解教育や情報教育、理数教育や英語教育等、社会のグローバル化や科学の進展に対応した教育の推進 ・外国人生徒が、将来にわたって社会の構成員として共に生活していけるための日本語指導の充実や指導体制の確立 ・環境の保全・創造に向けて主体的に行動する実践力を育む環境教育の推進 <p>（プロセス）</p> <p>○教育委員会と各学校が連携して、生徒・保護者・地域の教育的ニーズを的確に把握し、対応する教育を研究実践するとともに、県内の高等学校での共有を図る。</p>
5 上記方策の実施上の課題
<ul style="list-style-type: none"> ・学力のベースとしての基礎的基本的な知識・技能の確実な定着が不十分である。 ・社会状況の動きが速くなるのに伴い、求められる教育的ニーズも急激に変化するため、注力の選択が難しい。 ・技術の進展や社会のニーズの変化等に対応した教育の提供に向けた大学や産業界との連携等の取組が不十分である。 ・コミュニケーション力のさらなる育成が課題である。